

静岡県人事委員会は、住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1269

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-360）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第10条の5等第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-632）第5条に該当する職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）で、同条第4号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は同条第5号に規定する扶養親族たる父若しくは母（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子又は父若しくは母」という。）が居住するための住宅として、同条第4号に規定する異動又は公署の移転（国又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する宿舎、住宅及び職員住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第10条の5等第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-632）第5条に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）で、同条第4号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は同条第5号に規定する扶養親族たる父若しくは母（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子又は父若しくは母」という。）が居住するための住宅として、同条第4号に規定する異動又は公署の移転（国又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する宿舎、住宅及び職員住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。